

特 記 仕 様 書

工 事 名 星田妙見東線舗装補修工事

履行期間 令和8年9月2日 から 令和8年12月11日 まで

第1条 本工事の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、「土木工事共通仕様書(令和8年4月版大阪府都市整備部)」(以下「共通仕様書等」という。)を準用するものとする。

(共通仕様書等は下記ホームページアドレスからダウンロードできます。)

https://www.pref.osaka.lg.jp/soshikikarasagasu/gijutsukanri/dobokuhikkei/r8_4dobokuhikkei.html

第2条 以下、共通仕様書等に対する特記事項は次のとおりとする。

共 通 編

1-1-1-21 建設副産物

特定建設資材の再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材	施設の名称	所在地	受入条件
廃棄物の種類			
アスファルト塊 (掘削)	協和道路㈱なにわアスコン	大阪府門真市東田町 694 番ほか 4 筆	8:00～17:00

上記については積算上の条件明示であり、再資源化施設を指定するものではない。

なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りでない。

1-1-1-36 交通安全管理

本工事は、昼間(9:00～17:00)の片側交互規制を想定している。

第3条 その他特記事項

1. 本特記仕様書に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

－ 以 上 －